## 震地制度が変わりました！

## わが国の食料自給率は約4割で，先進国の中で最低水準です。

将来に向けて食料の国内自給率を高めるためには，かけがえのない農地を守以，
生かすことが重要です。
こうした観点から農地法等が改正され，平成21年12月15日に施行されました。
蜤たな麒地制度は，これ以上の農地の減少を食い止め，農地を確保するとともに，
農地の貸し借りをやりやすくして，䏝地を最大限利用することを狙いとしています。

## 新しい農地法等はこうなりました！！

## 許可なく転用してしまうと…

| 違 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |

－違反転用等に対する処分•罰則が強化 されました。

| 事 項 | 現 行 | 改 正 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 3 年以下の懲役または 300万円以下の罰金 （法人は300万円以下の罰金） | 3年以下の觙役または <br>  |
|  | 6 力月以下の敛設または <br>  | 3年以下の想または <br>  |

## 耕作しないでいると．．．




すべての遊休農地が指導の対象となり ました。
－農業委員会が，年1回農地の利用状況 を調査します。
－遊休農地の所有者等に対しては，農業委員会が指導•勧告などを行います。

## 農地を貸したいんだけど…

－農地を利用できる者の範囲が拡大され ました（一定の要件を満たす必要があ ります）。
農地の借り受け者の範囲
（改正前）
（改正後に追加）

－相続等によって農地を取得した人は，農地のある農業委員会へ届出が必要に なりました。
－届出をしなかったり，虚偽の届出をすると， 10万円以下の過料に
処せられることになりました。

## ＝農地を利用されている皆樣へ＝

## 

農地の減少を食い止め，最大限に活用するため新たな農地法が施行されました。
○農業委員会では，農地の利用状呮調査 （各個人に配布及び現地調査）を実施いたします。

○農地の貸し借り，売買を推進します。 ○遊休農地の所有者等に対しては，
農業委員会か指導•勧告などを行います。
＝新たな農地制度について，詳しくは農業委員会へお問し合わせ下さい＝町農業委員会（町産業振興課内）電話 096－234－1111（内線153）

